

■ 介護給付費等の請求における媒体（CD-R）の追加について  
〔平成24年5月1日更新〕

現在、介護給付費等の請求については、伝送、磁気（MO・MT・FD）、紙帳票により行っています。

今般、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）」が改正されたことに伴い、「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について（平成12年4月14日老発第440号）」の一部が改正され、**CD-Rによる請求が可能になりました。**

CD-Rで請求する場合は、改正後の「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について（抄）（平成12年2月15日・23日／厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）」（次ページ参照）により、ご請求をお願いします。

CD-Rによる請求に変更する場合は、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出をお願いします。

- 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について  
(平成12年2月15日・23日/厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)

改正後抜粋

<u>事業所番号</u>			
<u>事業所名称</u>			
<u>サービス提供月</u>	<u>年</u>	<u>月</u>	<u>分</u>
<u>提出年月日</u>	<u>年</u>	<u>月</u>	<u>日</u>
<u>媒体枚数</u>	<u>枚中</u>	<u>枚目</u>	
<u>(提出先)</u>			
〇〇県国保連			

